

## 旭医大達第152号

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター規程を次のように定める。

令和5年12月13日

旭川医科大学長 西川 祐司

### 旭川医科大学病院患者総合サポートセンター規程

#### (設置)

第1条 旭川医科大学病院(以下「本院」という。)に、患者総合サポートセンター(以下「センター」という。)を置く。

#### (目的)

第2条 センターは、患者又はその家族(以下「患者等」という。)に対する療養に関する総合的な窓口として、安心と信頼のおけるサービスを提供することで患者等の生活を支援するとともに、医療現場の負担を軽減することを目的とする。

#### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療機関等との連携に関すること。
- (2) 入院支援、退院調整及び継続ケアに係るケースマネジメントに関すること。
- (3) ベッドコントロールに関すること。
- (4) 医療及び社会福祉相談に関すること。
- (5) 患者に係る諸証明の発行に関すること。
- (6) その他、入退院及び地域医療連携業務に関すること。

#### (組織)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) 病院長が指名する副病院長又は診療科長等から1人
  - (2) 病院長が指名する副看護部長
  - (3) 医療支援課長
  - (4) 看護部長が指名する看護師 若干人
  - (5) 事務局長が指名する事務職員 若干人
  - (6) その他病院長が必要と認めた者
- 2 センターにセンター長を置き、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を総括し、関連する診療科及び中央診療施設等との連絡調整に当たる。
- 3 センターに副センター長を置き、第1項第2号及び第3号に規定する者をもって充て、センター長の職務を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。
- 4 前2項の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第4号から第6号の者は、病院長が委嘱する。

#### (部門)

第5条 センターに、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に定める業務を行う。

- (1) 地域連携部門 第3条第1号、第5号及び第6号に関する業務
  - (2) 療養生活支援部門 第3条第1号、第2号、第4号及び第6号に関する業務
  - (3) 入院支援部門 第3条第1号から第4号及び第6号に関する業務
- 2 各部門に関し必要な事項は、別に定める。

#### (運営)

第6条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、本院にセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 旭川医科大学病院入退院センター規程(平成21年旭医大達第66号)及び旭川医科大学病院地域医療連携室運営要項(平成16年病院長裁定)は廃止する。

【制定理由】

ワンストップで顔の見える多職種連携による質の高いチーム医療を実践し、患者中心の医療サービス・支援の提供を行うため、地域医療連携室と入退院センターを統合した当該センター設置に伴い、規程を制定するもの。